

南の子

タブレット端末 活用のおてびき

敦賀南小学校

<令和4年7月Ver>

もくじ 目次

タブレット端末を使って学びはどうかわる？.....	1
タブレット端末活用のイメージ	2
タブレット端末について	3
取り扱いや使用上の注意	4
健康面での注意・安全面での注意	5
Wi-Fi接続管理マニュアル (iPad)	6
iPadのスクリーンタイム設定方法	7
タブレットで学習するときの5つのやくそく.....	12
家庭でのルールを決めよう	13
タブレット端末に関するQ&A	14
敦賀市学習用端末の使用等に関する同意書	15
タブレット端末 (故障・破損・紛失・盗難) 届	16

タブレット端末を使って学びはどうかわる？

学習用タブレット端末がなぜ導入されたのか

子どもたちが大人になる将来は、今では想像できないような新しい技術や仕事生まれ、生活も大きく変わっている可能性があります。そのような社会では、従来の価値観にとどまらず、物事を「多面的・多角的」に分析し、「新たな価値」を見いだしたり、巷にあふれる多くの情報から必要な「情報」を選び出し、必要に応じて「加工・構成」する資質・能力が必要となってきます。

子どもたちには、コンピュータやタブレット、スマートフォンなどの情報機器とインターネットなど様々な技術や情報サービスを上手に活用し、未来を生き抜く力を伸ばしてもらいたいと願っています。そのために、学校生活において、日頃から情報機器を身近な文具として活用できるように、1人1台の学習用タブレット端末が導入されました。

しかし、便利な道具であっても、約束事やルール、法律を守らないと、子どもたちにとって悪い影響を与えることも事実です。この手引きをお子さんと一緒に確認し、約束事を守りながら、よりよく学んでください。

いっしょに考えられる まとめられる



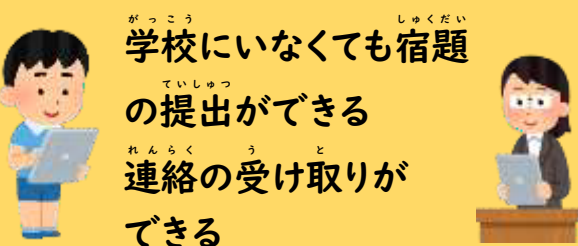
情報の共有や
伝え合いが
かんたんにできる

知りたいことをとことん 学べる

自分が住む町の出来事
を知りたい
日本や世界のことも
と知りたい



はなれていてもつながる



学校にいらなくても宿題
の提出ができる
連絡の受け取りが
できる

自分のペースで学べる

苦手なことはじっくりと
得意なことはどんどん進んで
自分の学びたいスピードで
学習を進められる



タブレット端末活用のイメージ

たんまつ かつよう すす
タブレット端末の活用が進むと

しょうらいてき がくしゅう か
将来的には学習がこのように変わっていきます

さいしよ たんまつ はじ そうさ な りかい
最初は、タブレット端末をさわってみることから始め、操作の慣れやルールの理解に
あ い か かつよう と く
合わせて、以下のような活用に取り組んでいきます。

じゆぎょう たとえば授業で…

せんせい しめい ひと はっぴよう
先生に指名された人だけが発表する



いけんをいいたいのになかなか言えない…

もぞうし たんざく つか
模造紙や短冊を使って

いけん
意見をまとめる



せいり じかん
整理に時間がかかって
はな あ
話し合いがみじかい

たんまつ つか いけん
タブレット端末を使って、だれもが意見
だ
をすぐに出せるようになります

み
タブレットで見ながら
いけん
意見をすぐに送れる！



たんまつ
タブレット端末で、みんなの
いけん かんが くら
意見や考えを比べたり、
せいり
整理したりできます

いけん せいり
意見の整理がすぐに
はな あ
できてじっくり話し合える



かてい たとえば家庭で…

まえ がくしゅう
前に学習したことがなかなか

おも だ
思い出せない



まえ べんきよう
前に勉強したかな
どうするんだっけ…？

がっこう
学校からのプリントや
れんらく
連絡をなくしてしまう



どこにやったの
わすれたの…？

わす まえ なら がくしゅう
忘れやすいことや前に習った学習を
ふりかえったり、くりかえし学習することができます

まえ なら
前に習ったことをふりかえ
られるからよくわかる！



がっこう
学校からのプリントや連絡が
たんまつ たし
タブレット端末で、確かめられます

しゅくだい
宿題などを
たし
確かめられて安心…



たんまつ タブレット端末について

使用するタブレット端末は【iPad】(apple)を使用します



持ち手がついています



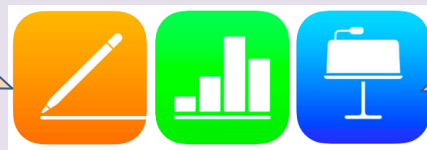
キーボードがついています

最初は、タブレット端末をさわってみることから始め、操作の慣れやルールの理解に合わせて、以下のような活用に取り組んでいきます。

主な学習用アプリケーション <このほかにもあります>

かんが かんが かんが かんが かんが かんが かんが かんが かんが かんが
考えを形に ~様々な作品作り、そして共有が可能に~

Pages ページズ
ワープロソフトです。
文書の作成や、画像、イラスト
などを貼りつけたレポートの
作成ができます。



Keynote キーノート
プレゼンテーションソフトで
す。画像、イラスト、文章を
使って、発表用のスライドを
作成することができます。

Numbers ナンバーズ
表計算ソフトです。

ひょう さくせい じどう けいさん ひょうけいさん ひょうけいさん さくせい
表の作成や、自動で計算する表計算のシート、グラフを作成することができます。

つか とも かんが きょうゆう ひか く まな ぶん
カードを使って友だちと考えを共有・比較、学びが深まる



カードに文字、図、静止画、動画、音声を入れて、提出・共有・発表ができます。
また、自分の考えや意見を伝え合い、協働的な学習を進めることができます。

じぶん あ まな じぶん じぶん にがて こくふく
自分に合った学びを 自分のペースで 苦手を克服

スタディ
サプリ

スタディサプリ 講師の授業動画やアニメーションを使った学習動画を見て、予習や復習を
することができます。プリントやテストもあり、苦手なところをくりかえし学習できます。



ドリルパーク 今の学年だけでなく、これまでの学習をふり返ってドリル学習を積み重ねる
ことができます。まちがえやすい問題を見つけられます。進み具合もわかります。(9月~)



タブレット端末は、学習用として敦賀市から貸し出されるものです。
新しい学び方を子どもたちが獲得するための『学びのパートナー』として大切にしてください。

と あつか しようじょう ちゅうい 取り扱いや使用上の注意

か だ きかん 貸し出し期間

貸し出したタブレット端末は、小学校入学時から卒業時まで同じものを持ち上がります。
卒業後は次の新入生に貸し出されますので、大切に扱ってください。

は そん こしょう ふんしつ 破損・故障・紛失について

貸し出したタブレット端末が破損や故障または紛失した場合は、速やかに
学校に連絡してください。その際には、『タブレット端末本体』『タブレット
端末(破損・故障・紛失・盗難)届』をご提出ください。

タブレット端末には、敦賀市教育委員会が『学習用端末動産総合保険』に加入しています。
「火災、落雷、破裂、爆発、偶然な破損汚損、機械故障」が対象となります。通常の使用での
破損・故障は対象となりますが、故意の破損や、盗難・紛失などの重大な過失がある場合は
保護者に修理費用の負担をお願いする場合があります。



かんきょう インターネット環境について

学校では、各教室の安全面に配慮したWi-Fi環境を構築してあります。
使用料は、教育委員会が負担します。ご家庭でご使用になる際は、ご家庭
でご契約されたインターネット環境(Wi-Fi)をご利用ください。その際の
費用はご家庭でご負担ください。安全な接続環境下での使用をお願いしたいので、駅やコン
ビニ、飲食店等の公衆無線LAN(フリーWi-Fi)での接続、ご使用はおやめください。



たんまつ つか い か てん ちゅうい 端末を使うときは、以下の点に注意してください

- 無くしたり、盗まれたり、落としたり、水に濡らしたりしないように気をつける。
- 持ったまま走ったり、地面に置いたり、乱暴に扱わない。
- 湿気の多いところでは使わない。(例えばお風呂場など)
- 直射日光が当たる場所や、ストーブの近くなど、熱くなるところには置かない。
- 磁石を近づけたりしない。電子レンジの近くでも使いません。
- 画面を強く押したり、とがったものでこすったりしない。
- 端末管理番号等を記したシールをはがしたり、カバーを外したりしない。
- タブレット端末を使う前と使った後は、手指をきれいにする。
- 家の中で置いておく場所を決め、使わないときはいつもそこに置いておく。
- 学習以外に使わない。学習に関係ない目的では使わない。
- 怪しいサイトにアクセスしてしまったり、怪しいメッセージが表示されたら大人に知らせる。



○タブレット端末を使うときの健康面や安全面でのポイントを、本人の習慣として身につけられよう、学校でも指導しておりますが、特に低学年のお子さんの場合は、保護者の方にも、下記の点について、お氣にかけていただきますようお願いいたします。

○また、デジタル機器を使う時間(ゲーム機やスマホも含む)が長時間にわたると、人々とのリアルな関わり合いや、自分の感覚や行為を通して理解する学習、地域社会での体験活動の時間が少なくなってしまう。成長期のバランスの良い発達の観点からも、お子さんが様々な経験や活動ができるように、家族内でのルールについて話し合う機会を日ごろからもっていただき、お子さんが、ネット依存症などの健康被害やネット上のトラブルにまきこまれることのないようにお氣をつけください。

健康面での注意

端末を使うときの健康面での注意点について

- よい姿勢で使う。長時間同じ姿勢で使用しない。
- 目を、画面から30cm以上、離して使う。
- 30分に1回は、20秒以上画面から目を離して、遠くを見る。
- 部屋の明るさに合わせて、画面の明るさを調整する。
- 音が大きくなるように気をつける。特にイヤホンは長時間続けて使用しない。
- 端末の利用時間等のルールを決める。
- 少なくとも、就寝の1時間前からはデジタル機器の利用を控える。



安全面での注意

肖像権・著作権について

ネット上の著作物(作品、アニメのキャラクターや動画などを撮影、共有したことにより、トラブルや訴訟問題になるケースがあります。個人で楽しんだり、学習の一環で共有することは、よいのですが、公共のネット上に配信したり、共有すると、著作権や肖像権に抵触する危険性があります。他人の権利を侵害する行為を絶対にしない・させないようにご注意ください。友だちや他人の画像や著作物もネット上に配信することは絶対にしないでください。

セキュリティやフィルタリングについて

教育委員会や学校でフィルタリングや使用時間制限(スクリーンタイム)をかけていますが、完全ではありません。下記の点にご注意ください。

- 学習に関係のないサイトへのアクセスや言葉の検索はしない。
- 自分のID、パスワードは絶対に他人に教えない。
- 自分や友だちの名前や住所、画像など個人の情報は絶対にネット上に出不さない。
- 他人への悪口・誹謗中傷は絶対にしない。(法律ができて罰則が強化されました)
- インターネット上の犯罪の被害者や加害者にならないよう気をつける。

家庭での Wi-Fi 接続設定簡易マニュアル

下記の方法で接続できない場合は、ご家庭の Wi-Fi ルーターの説明書をご確認ください。

1. ホーム画面から「設定」をタップします。



2. 左側のメニューから Wi-Fi をタップし、右側の「ほかのネットワーク」から接続したい Wi-Fi ネットワークの名前をタップします。
※「Wi-Fi」スイッチがオンになっている必要があります。
※Wi-Fi ネットワークの名前は、ルーターの背面等のシールに記載されている場合があります。

例)

SSID (5 GHz) : ABCD-A-1234

SSID (2.4GHz) : ABCD-G-1234



3. Wi-Fi ネットワークを選択すると接続用のパスワード入力画面が表示されますので、パスワードを入力し「接続」をタップします。
※ここで入力するのは Wi-Fi ネットワークのパスワードとなります。
AppleID や Google アカウントのパスワードではありませんのでご注意ください。
※パスワードの確認は、お手持ちのルーターの説明書などをご確認ください。また、本体の背面等のシールに記載の場合があります。



4. 接続が開始されると、接続先ネットワーク名に「レ」が表示されます。



Wi-Fi の設定を行った iPad は、設定の変更を行わない限り、ネットワーク接続範囲内に入ると自動的に繋がりますので、持ち帰る度に設定を行う必要はありません。

iPadのスクリーンタイム設定方法

スクリーンタイムとは、アプリケーションやウェブサイトの利用時間を管理・制限することができる機能です。敦賀南小学校では、学校で学習用端末(iPad)を家庭でもより安心・安全にご使用いただくために、一部はすでに設定してあります。今後、ご家庭での利用ルールにあわせて、スクリーンタイムを設定する場合を想定して設定方法をお伝えします。

【スクリーンタイムでできること】

1. iPadの使用状況の確認

- (1) 1週間分の使用状況をグラフで確認することができます。
- (2) 何のアプリをどのくらい(時間)使用しているのか確認できます。

2. iPadの使用制限

- (1) 保護者がスクリーンタイムのパスワード(4桁)を設定することで、設定した内容を児童が変更できないように管理できます。
- (2) iPad(アプリ)の使用を時間帯で制限することができます。
- (3) アプリごとに1日あたりの使用時間を制限することができます。

【スクリーンタイムの機能をオンにする】

1. ①「設定」 > ②「スクリーンタイム」 > ③「スクリーンタイムをオンにする」を押します。



2. 「続ける」を押します。



3. 「これは子供用のiPadです」を押します。



4. 休止時間 > 「あとで行う」を押します。



5.App使用時間の制限>「あとで行う」を押します。



6.コンテンツとプライバシー>「続ける」を押します。



7.スクリーンタイム・パスコード>①「4桁のパスコードを入力する」(学校が設定しています)>②「キャンセル」>③「スキップ」を選択します。

スクリーンタイム・パスコードは忘れないようにしてください。
※忘れたときは端末の初期化が必要になりますのでご注意ください。

学校で設定してあります。お知りになりたい場合は学校にお問い合わせください。

8.これでスクリーンタイムがオンになり、細かく設定できる画面になりました。この画面で、使用状況の確認やアプリの時間制限等を設定することができます。

「すべてのアクティビティ」をタップするとアプリごとの使用状況を確認できます

ここから各種制限を設定することができます。

【休止時間の設定】 <学校で設定済み>

iPadを使用できない時間「休止時間」を設定する方法です。
長期休業中を除き、学校に登校する時間帯は使用制限をかけないように設定してください。

1.「休止時間」を選択し、パスコードを入力します。



2.「スケジュール」の横のボタンを押します。



3. iPadが使用できない時間帯①「開始」と「終了」を設定します。右上の②「スクリーンタイム」を押して設定終了です。下の図の場合、22:00～翌7:00までiPadが使用できない設定となっています。



指定の時間になると、上記の画面が表示され、iPadが使用できなくなります。

【App使用時間の制限】 <学校で一部設定済み>

アプリやウェブサイト(URL指定)ごとに1日あたりの使用可能な時間を設定できます。
ここでは、YouTubeの使用時間を1日1時間までとする制限の設定方法を説明します。

1.「App使用時間の制限」を選択します。



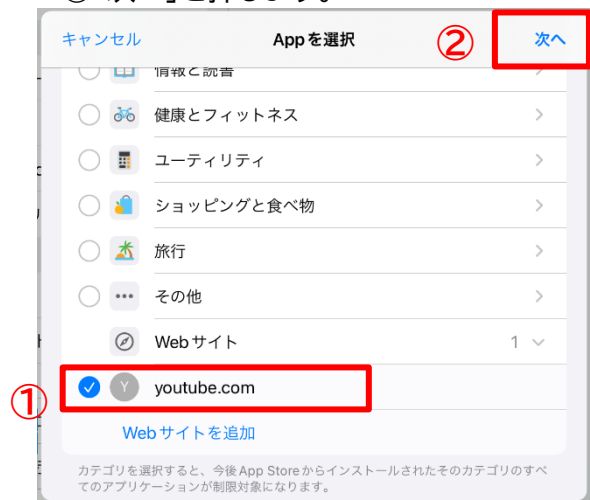
2.「制限を追加」を選択し、パスコードを入力します。



3.画面で一番下の①「Webサイト」をタップし、②「Webサイトを追加」を選択します。

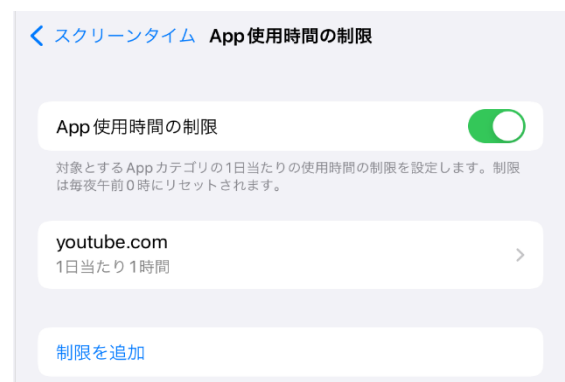


4.①「youtube.com」と入力し、右上の②「次へ」を押します。



5.①1日あたりの使用時間を設定し、②「使用制限終了後にブロック」がオンになっていること（緑色がオンの状態）を確認し、③「追加」をタップします。

※「曜日別に設定」を選択すると、曜日ごとに使用時間を設定できます。



上記の画面が表示され、設定完了です。

【Webサイトへのアクセスを制限】 <未設定>

コンテンツ制限を設定することで、iPad上で成人向けコンテンツと判定されたWebサイトへのアクセスを制限したり、指定したWebサイトへのアクセスのみ許可したりすることができます。ここでは、成人向けウェブサイト制限する方法を説明します。

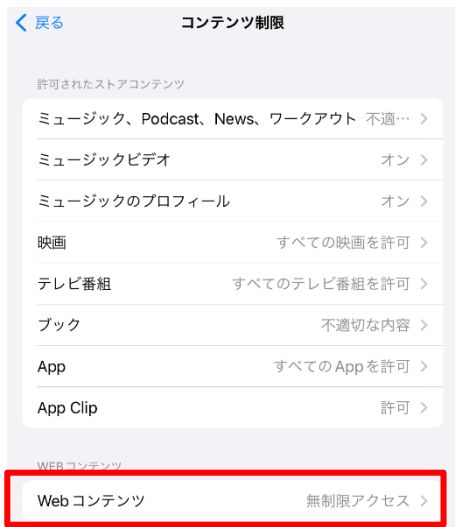
1.「コンテンツとプライバシーの制限」を選択し、パスコードを入力します。



2.「コンテンツ制限」を選択します。



3.「Webコンテンツ」を選択します。



4.「成人向けWebサイトを制限」を選択し設定完了です。



ちゅうい
ご注意ください

成人向けウェブサイトでないのに誤って判定されてしまう場合は「常に許可」の「Webサイトを追加」の設定を行ってください。反対に成人向けなのに制限から漏れてしまう場合は、「常に許可しない」の「Webサイトを追加」の設定を行ってください。

現状(令和4年7月現在)では、学校側で「休止時間」「App使用時間(すべて)」を「スクリーンタイム」で制限する設定を行っています。Webサイトの制限は、お子さんのGoogleのアカウントにログインしている状態(学校で設定済み)ですと、ブラウザにセーフサーチがかかります。

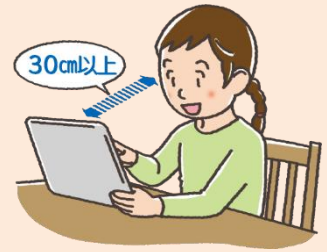
暴力的なキーワードなど、子どもに悪影響のある言葉の検索ができません。

しかし、設定してあっても、時間外に使用できたり、危険なサイトにアクセスできてしまう場合があります。その際には、学校にご相談いただき、学校で設定し直すか、ご家庭で設定を見直していただくこととなります。設定パスワードは学校が保管しております。お問い合わせください。

タブレットで学習するときの5つのやくそく

タブレットを使うときは姿勢よくしよう

タブレットを見るときは、よい姿勢で
目と画面を30cm以上はなして見よう



30分に1回はタブレットから目をはなそう

30分に1回はタブレットの画面から
目を離し、20秒以上、遠くを見よう



寝る前はタブレットを使わないようにしましょう

ぐっすりねるために、ねる1時間まえからは
デジタル機器を使わないようにしましょう



自分の目や体を大切にしよう

目がかかわかないようにまばたきをしたり
体を動かしたりしてリフレッシュしよう



ルールを決めて使おう

学習に関係のないことに使わない
時間を決めて使う
学習に関係ないサイトは利用しない



家庭でのルールを決めよう

<家庭でのルールについて>

学校でもタブレット端末の使い方を指導しますが、長期休業中は、家庭で利用が多くなります。お子さんにとっては、自分のペースで学習を進めるよい機会ですが、ご家族でタブレット端末を含め、スマートフォンやゲーム機など、これからのデジタル情報機器との付き合い方を考える機会でもあります。「わが家の使用ルール」を話し合ってお決めいただき、よりよい活用となるようご指導、ご協力をお願いします。

わが家の タブレットルール

タブレットを使う時間

□ : ~ □ :

使う場所

□

使わないときの置き場所

□

わが家の絶対ルール

□

タブレット端末に関する Q & A

Q1 タブレットの不具合やこわれたときはどうすればよいですか。

A1 学習で使用していた場合の不具合は学校にご相談ください。故障等については、市教委で保険に入っておりますので対応いたします。しかし、故意の破損等、重大な過失がある場合は、保護者の方にご負担いただくこともあります。

Q2 「アカウント」や「ID」「パスワード」がわからなくなりました。

A2 学校にお問い合わせください。学校では、「アカウント」「ID」「パスワード」は大切な個人情報なので他人に教えないように指導しております。また、友だちの「アカウント」「ID」「パスワード」を故意に悪用すると罪になります。ご家庭でもこれらの個人情報を大切に扱うことをご指導ください。情報が漏洩した恐れや悪用されたと思われる場合は、学校にすぐに連絡をしてください。



Q3 子どもが使いすぎたり、不適切なサイト等へアクセスしないか心配です。

A3 有害サイト等へのアクセスを制限するため、一定のフィルタリング設定、使用時間の制限のためのスクリーンタイム設定を行っています。しかし学校での制限、指導には限界があります。ブラウザによっては、制限をすりぬけること



もあります。これからの時代は、ご家庭において情報機器やネットとの適切な付き合い方をご家族みんなで考えていただくことが重要と考えております。ご理解とご協力、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

Q4 何に使ったかを、先生が確認することはできますか。

A4 学習の進捗状況は、保護者の方も、学校の担任も把握することができます。ネットの接続記録等は、市教育委員会で確認することができます。このタブレット端末は、お子様の「アカウント」と「端末情報」によって管理されており、アクセス履歴は記録されています。市教育委員会では、子どもたちの安全を守るために履歴を確認する場合があります。

敦賀市学習用端末の使用等に関する同意書

敦賀市教育委員会

今後の学習用端末（小学校：iPad、中学校：Chromebook）の学校及び家庭での利用にあたり、下記の項目をご確認にいただき、同意書の提出をお願いします。


- 1 GIGA スクール構想により整備された学習用端末と敦賀市教育委員会より付与された GIGA スクール用アカウント（小学校：AppleID、Googleアカウント、中学校：Googleアカウント）は授業や学習目的でのみ使用します。児童生徒の情報セキュリティ上の安全確保及び個に応じた学習指導の実現等のため、敦賀市教育委員会は学習用端末の操作ログや学習ログ、位置情報等を取得し、一定期間保存します。
- 2 敦賀市が利用する教育用クラウドサービス（Google Workspace、iCloud等）に、教育活動のために必要な個人情報（児童生徒の氏名、学校名、学年、組、学習の記録、学習の写真・動画等）が保存されることを承諾します。
- 3 上記2の個人情報が卒業時または、市外や私立への転校時に削除されることを承諾します。
- 4 学習用端末にてビデオ通話アプリを利用して健康観察やオンライン授業等を行う際、児童生徒の名前や音声、映像等の情報が表示されることがあります。画面に表示される情報の撮影や転記、別の端末への保存は厳禁とします。（学校の指示や同意がある場合は除く。）
- 5 学習用端末や教育用クラウドサービスに保存されているデータ及び登録されている情報の撮影や転記、別の端末への保存などの持ち出し行為は厳禁とします。（学校の指示や同意がある場合は除く。）
- 6 学習用端末は他人へ転貸をしないでください。
- 7 学習用端末を家庭で使用する場合には、原則として家庭の Wi-Fi 環境を利用してインターネット接続します。回線接続の問い合わせは、ご契約の通信事業者にお問い合わせください。
- 8 ご家庭の Wi-Fi 環境の利用に伴う通信費等は、ご家庭での負担となります。
- 9 学習用端末の利用期間は、学校を卒業する日までとなります。また、市外や私立校に転校した場合も、使用できなくなります。
- 10 学習用端末の紛失、破損、故障があった場合には、速やかに学校に報告して、学校の指示に従ってください。破損や故障があっても、勝手に修理はしないでください。
- 11 注意事項が守られず、学習用端末を紛失、破損及びその他の理由により正常な状態で返還できない場合は、敦賀市教育委員会から学習用端末の修理等に係る費用を請求する場合があります。

※上記の同意書はご家庭で保管してください。

----- 切り取り線 -----

学習用端末の学校及び家庭での利用にあたり、上記の各項目を確認し、同意します。

提出日	令和 年 月 日
学校名	敦賀市立 学校
学年・組・番号	年 組 番
児童生徒氏名	
保護者氏名	



昨年度末にご提出いただいています。今年度分として別途紙媒体で配布いたします。ご提出ください。

※切り取

タブレット端末(故障・破損・紛失・盗難)届

れいわ 年 がつ にち
令和 年 月 日

つるがしりつつるがみなみしょうがっこうちようさま
敦賀市立敦賀南小学校長 様

ねん くみ しめい
年 組 氏名

ほごしゃしめい
保護者氏名

タブレットナンバー STiPad ^{すうじ}(数字4けた)

かき 下記により、タブレット端末^{たんまつ}について(故障^{こしょう} 破損^{はそん} 紛失^{ふんしつ} 盗難^{どうなん})が
お 起こりましたので、届^{とどけ}を提出^{ていしゅつ}いたします。ご対応^{たいおう}くださいますよう、お
ねが 願^{ねが}いいたします。

1 事由発生日時 ^{じゆうはっせいにちじ} 令和 ^{ねん} 年 ^{がつ} 月 ^{にち} 日()

時 分 ごろ

2 事由発生場所 ^{じゆうはっせいばしょ}

3 端末の状況 ^{たんまつ じょうきよう}

4 発生の理由 ^{はっせい りゆう}

学校・教育委員会記入欄(対応等)

「南の子」タブレット端末活用のでびき

令和4年 7月15日 第1版 発行
敦賀市立敦賀南小学校 校長